

議案第126号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正 する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(任期付短時間勤務職員の給与の特例)」に改め、同条中第1項を削り、同条第2項中「別表の給料表」を「職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第3から別表第6まで」に改め、同項を同条とする。

第9条第1項中「職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「第4条から第5条の2まで、」を削り、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第1項の規定の適用については、同項中「及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項の規定の適用については、同項中「採用された職員」とあるのは「採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項中「企業職員（）」を「企業職員（企業管理規程で定める職員に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 企業職員給与条例第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第14条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員（任期付短時間勤務企業職員を除く。）には、適用しない。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員のうち保育士（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号）による改正後の職員の給与に関する条例別表第6の規定の適用を受ける者を除く。）については、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条、第10条、第11条及び別表の規定は、この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条及び第10条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

任期を定めて採用された職員の給与の特例措置を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (抄)

(任期付職員等 の給与の特例)
任期付短時間勤務職員

第 8 条 第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員 (単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和28年大阪市条例第26号) の適用を受ける職員及び企業職員を除く。以下「任期付職員」という。) の給料月額は、別表の給料表に定める額とする。

2 第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員 (単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員及び企業職員を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。) の給料月額は、別表の給料表 職員の給与に関する条例 (昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。) の規定による給料月額に、その者 別表第 1 及び別表第 3 から別表第 6 まで の 1 週間当たりの勤務時間を市規則で定める常勤の職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(職員の給与に関する条例の適用除外等)

第 9 条 職員の給与に関する条例 (昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。) 第 **給与条例**

4 条から第 5 条の 3 まで、第 9 条の 2 から第11条まで、第11条の 3、第13条、第14条の 2 から第17条までの規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (平成 4 年大阪市条例第85号) 第 3 条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 - 3 省 略

第10条 給与条例第 4 条から第 5 条の 2 までの規定は、任期付職員には、適用しない。

2 任期付職員に対する給与条例第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「職務の級に属する」とあるのは「職種等の」とする。

3 任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「当該職員の勤務成績による割合 (地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「育児休業に伴う任期付職員」という。) 及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の 75)」とあるのは「100分の75」とする。

第11条 給与条例第 4 条から第 5 条の 2 まで、第 9 条の 2 から第11条まで、第11条の 3 及び第12
第10条

条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第5条の3第1項及び第15条第1項の規定の適用については、給与条例第5条の3第1項中「職務の級に属する」とあるのは「職種等の」と、給与同項

与条例第15条第1項中「育児短時間勤務職員等及び及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、」と、「という。）」とあるのは「という。）及び一般職の任期付職員の採用育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員

及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

- 3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項及び第3条第2項第1号の規定の適用については、同条例第2条第3項中「給料。」とあ同項

るのは「給料、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17
採用された職員及び

年大阪市条例第18号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条例別表の規定による給料。」と、同条例第3条第2項第1号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の75）」とあるのは「100分の75」とする。

第12条 - 第13条 省 略

第11条 第12条

第14条 第3条の規定により任期を定めて採用された企業職員（企業管理規程で定める職員に限
第13条

る。以下「任期付企業職員」という。）及び第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員（企業管理規程で定める職員に限る。以下「任期付短時間勤務企業職員」という。）の給料については、必要な給料表を設けるものとする。

2 - 4 省 略

- 5 企業職員給与条例第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第14条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員（任期付短時間勤務企業職員を除く。）には、適用しない。

第15条 省 略

第14条

別表（第8条関係）

職 種 等	給 料 月 額
事務職員（学校事務職員を含む。）	143,200円
技術職員	143,200円
司書	153,100円
社会教育主事補	166,000円
保育士	166,000円
福祉職員	174,800円
介護福祉職員	153,100円
臨床心理職員	166,000円
児童自立支援専門員	153,100円
児童生活支援員	153,100円
研究員	197,200円
学芸員	192,800円
医師	253,500円
歯科医師	253,500円
薬剤師	176,600円
獣医師	176,600円
診療放射線技師	166,000円
理学療法士	166,000円
作業療法士	166,000円
臨床検査技師	166,000円
視能訓練士	166,000円
言語聴覚士	166,000円
栄養士	159,500円
看護師	176,500円
保健師	182,100円

消防士	152,100円
-----	----------
